

平成 20 年版
パーフェクト宅建 過去問 10 年間

(2794)

【法改正による修正・正誤のお知らせ】

平成 20 年 6 月 25 日
(株)住宅新報社
法律・資格図書編集部
TEL : 03-3504-0361

【法改正による修正】上記書籍に、以下のような法改正による修正が生じたので、お知らせいたします。なお、試験は、平成 20 年 4 月 1 日現在施行の法令等に基づいて出題されます。試験日は、平成 20 年 10 月 19 日(日)です。

ページ・位置		現行	改正後
P136	上から 6 行目	旨及びその面積	含むことにより、当該土地の有効な利用が著しく阻害される場合は、その旨及び傾斜地の割合又は面積
P184	上から 8 行目	租税特別措置法第 36 条の 6	租税特別措置法第 36 条の 2 , 第 36 条の 5
P270	上から 8・9 行目	平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日	平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日
P343	上から 4~7 行目	超高層建築物の構造方法は、.....,とされている(同法施行令 36 条 4 項)。	削除
P353	上から 12 行目	法 24 条)。	法 23 条)。
	上から 13 行目	借地借家法 24 条	借地借家法 23 条

P361	下から 14～9 行目	<p>不動産取得税の標準税率 4% (地方税法 73 条の 15) を ～ 取得した場合の標準税率を 4%とするのは誤り。</p>	<p>平成 19 年度税制においては、平成 18 年 4 月 1 日から 20 年 3 月 31 日までに、住宅以外の家屋を取得した場合の不動産取得税の標準税率は、3.5%であった。したがって、本肢の「標準税率は、100 分の 4 である」は、誤った記述であった。</p> <p>しかし、平成 20 年度税制においては、平成 20 年 4 月 1 日から平成 21 年 3 月 31 日までに、住宅以外の家屋を取得した場合の標準税率は、本則の 4%となった(地方税法 73 条の 15)ので、注意してください。</p> <p>なお、住宅または土地を、平成 20 年 4 月 1 日から 21 年 3 月 31 日までに取得した場合の標準税率は、本則 4%のところ、特例措置で 3%に軽減される。</p>
P427	下から 4 行目	傾斜地を含む旨及びその面積	傾斜地を含むことにより、その土地の有効な利用が著しく阻害される場合(マンションを除く。)は、その旨及び傾斜地の割合又は面積
P462	上から 14・15 行目	事業用定期借地には、……(同法 24 条 1 項)。	<p>もっぱら事業の用に供する建物(居住の用に供するものを除く。)の所有を目的とし、かつ、存続期間を 10 年以上 30 年未満として借地権を設定した場合には、借地借家法 13 条(建物買取請求権)の規定は適用しない(借地借家法 23 条 2 項)。</p> <p>なお、存続期間を 30 年以上 50 年未満として事業用借地権を設定する場合には、借地借家法 13 条の規定による買取りの請求をしないこととする旨を定めることができる(同法 23 条 1 項)。</p>
P469	下から 2 行目	(租税特別措置法 36 条の 6 第 1 項 2 号)。	(租税特別措置法 36 条の 2 第 1 項・2 項、36 条の 5)。

P470	上から 6・7 行目	(同法 36 条の 6 第 1 項 1 号 ~ 4 号)。	(同法 36 条の 2 第 1 項・2 項 , 36 条の 5)。
	上から 15 行目	36 条の 6 第 2 項)。	36 条の 2 第 1 項 , 36 条の 5)。
P495	下から 8 行目	(租税特別措置法 36 条の 6)	(租税特別措置法 36 条の 2)
P513	下から 1 行目	(借地借家法 23 条)	(借地借家法 24 条)
P514	上から 2 行目	(同法 23 条 1 項)。	(同法 24 条 1 項)。
	上から 6 行目	(同法 23 条 2 項)。	(同法 24 条 2 項)。
	上から 7 行目	同法 23 条 2 項本文	同法 24 条 2 項本文
P547	上から 11 行目	平成 19 年 1 月 1 日から平成 19 年 12 月 31 日	平成 20 年 1 月 1 日から平成 20 年 12 月 31 日
	上から 12 行目	控除期間は 6 年 ,.....限度額は 2,500 万円,	控除期間が 10 年の場合で ,.....限度額は 2,000 万円,

【正 誤】 以下のような誤りがありましたので , ご訂正願います。誤りにつきまして , 謹んでお詫び申し上げます。

ページ・位置		誤	正
P97	下から 5~3 行目	不動産の証券化に係る鑑定評価で....., D C F 法の適用を原則とする。	証券化対象不動産の鑑定評価に当たっては, D C F 法を適用しなければならない。
P326	下から 9・8 行目	1,000 m ² を超える	1,000 m ² 以上の
P392	上から 1~3 行目	不動産の証券化に係る鑑定評価で.....3 適用方法)。	証券化対象不動産の鑑定評価における収益価格を求めるに当たっては, D C F 法を適用しなければならない。この場合において, 併せて直接還元法を適用することにより検証を行うが適切である (同基準総論第 7 章第 1 節 . 3 適用方法 , 各論第 3 章第 4 節)。